

地域共生社会の実現に向けた 重層的支援体制整備事業の実施について

社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

重層的支援体制整備事業の創設と子育て支援の充実・強化

1 概要

- 令和2年6月に社会福祉法が改正され、地域共生社会推進の観点から、市町村における包括的支援体制（※）の構築を進めるため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設。市町村の手上げによる任意事業として令和3年4月から施行。令和3年度は42自治体が、今年度は134自治体が実施。

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- その中では、国の財政支援に関し、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、
 - ・ 高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業の補助について、一体化するとともに、
 - ・ 既存の支援機関等をサポートする新しい機能（多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業）を付加し、これらの事業費を一括して交付する「重層的支援体制整備事業交付金」（※）を創設した。
 - この事業の実施も含め、地域子育て支援拠点など支援機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かしつつ、地域の実情に応じた市町村の包括的支援体制の構築を進められたい。

（参考）子育て分野では、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」について、重層的支援体制整備事業の中で各制度の事業と一体的に実施していただく。なお、各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は、従来の実施要件が引き続き適用される。

- 各市町村においては、地域住民や関係機関と議論を積み重ねて、目指すべき体制について共通認識を持ちながら、体制構築を推進していただきたい。

（※）こども家庭庁設置後も、「利用者支援事業」、「地域子育て拠点事業」の重層的支援体制整備事業交付金における取扱いや事務の流れ等については、従前と同様の仕組みを維持する予定。 1755

2 重層的支援体制整備事業を実施する意義と市町村の子育て分野への影響・効果

- 重層的支援体制整備事業の意義としては、市町村の様々な関係部局、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。
- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村では、事業実施を通じて、各分野の相談支援機関や地域づくり関係事業との連携が図られることにより、子育て分野における支援の充実・強化につながるものと考えている。

(子育て分野における支援の充実強化につながる例)

- ・利用者支援事業や地域の子育て支援拠点において、複合、複雑化した課題（※）を抱えた家庭を把握した際に、「多機関協働事業」につなぐことで、複数の支援機関の連携のもと、包括的な支援を適切に進めることができる。
（※）ダブルケア、ヤングケアラーなど
- ・地域から孤立した子育て家庭に関する情報を把握した場合に、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」と連携することによって、より一層頻度高く訪問するなど、支援を直接家庭に届ける支援が可能となる。
- ・他分野の支援拠点など地域の中で年代や属性を問わない居場所や交流の場が生まれることにより、子どもや子育て世帯が地域の中で通える場の増加につながる。

3 重層的支援体制の整備について

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とすることが重要である。
- どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要であることから、庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていただきたい。

参考資料

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



1758産業



交通

.....

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定**。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定**。
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施

地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。
<最終とりまとめで示された方向性>
- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う**。
 - I 断らない相談支援** **II 参加支援** **III 地域づくりに向けた支援**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など） 等

令和2年社会福祉法改正

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定

断らない相談支援の方向性 ～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

相談支援における現状と課題

複雑化・複合化した課題を有している事例や継続的な関わりが求められる事例

- ・ 個別性が高く、背景に、本人や家族の社会的孤立、精神面での不調、教育問題など福祉領域以外の課題などが関係する場合
- ・ 生きづらさの背景が明らかでない場合
- ・ 対応する中で課題が明らかになってくる場合

- ⇒ 本人や世帯の状況に応じた柔軟かつ継続的な対応
- ⇒ 本人の生きる力を引き出しながら、継続的に寄り添い、問題を解きほぐしていく支援

一人では相談支援機関の窓口までたどり着くことができない事例

- ・ 日々の生活に追われ余裕がない場合
- ・ 虐待やいじめなどから他者を信頼することができず支援を求める力が低下している場合
- ・ 地域から孤立している場合
- ・ 課題が深刻化してからようやく顕在化する傾向

- ⇒ 潜在的な支援ニーズをつかみ「支援を届ける」姿勢での積極的にアウトリーチしていく

断らない相談支援の3つの軸

属性や課題にかかわらず幅広く相談を受けとめる

本人や世帯の暮らし全体を捉え、本人に伴走し寄り添いながら継続的に関わる

本人・世帯に支援を届け、本人・世帯とのつながりや信頼関係を気づく

市町村が備えるべき体制

- 既存の相談支援機能を活用しながら、域内全体で属性や課題が明確でない相談も含め対応できる体制
- 以下の3つの機能
 - ① 相談を受けとめる機能
 - ② 多機関協働の中核の機能
 - ③ 継続的につながる機能
- 相談支援へのアクセスを住民にとって容易とする措置

社会参加に向けた支援の必要性

～「地域共生社会推進検討会最終取りまとめ」より～

課題が複合化・複雑化してしまう背景

課題の複合化・複雑化の背景には、社会的孤立など関係性の貧困があり、それが本人の自己肯定感や自己有用感の低下につながっていることが多い。

多様な社会参加に向けた支援の必要性

自己肯定感や自己有用感を回復して生きる力を引き出すためには、**本人・世帯が、他者や地域、社会と関わり自分に合った役割を見出すための多様な接点をどのように確保するかが重要**である。

多様な社会参加に向けた支援の機能を確保することが求められている。

【多様な社会参加に向けた支援】

既存制度の支援と連携

介護、障害、子ども、生活困窮など属性の特徴に対応した支援

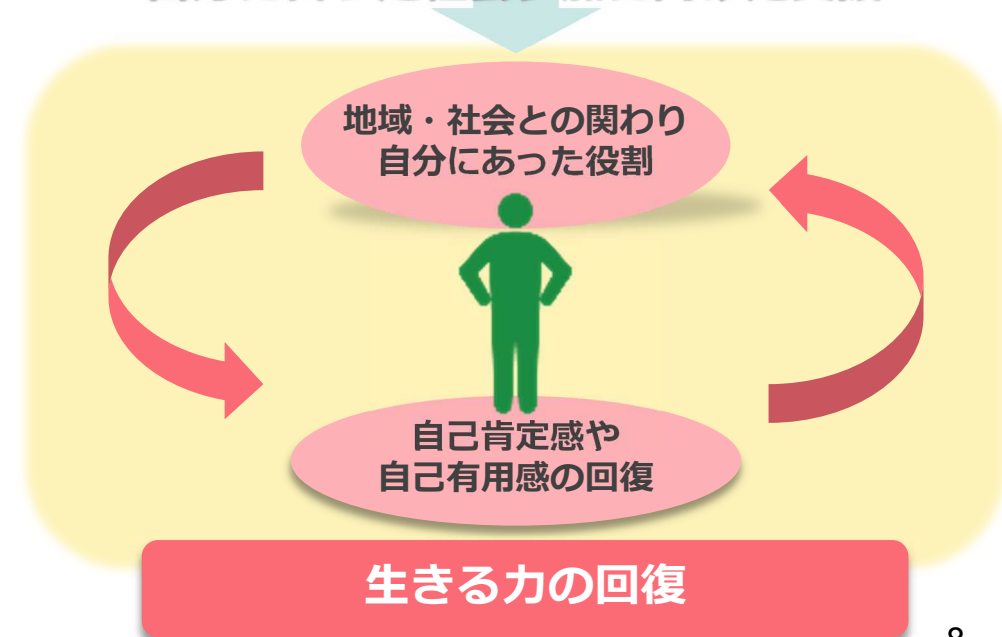
新たな参加支援の機能

単一の属性の支援では対応できない事例や、社会とのつながりの希薄化が長期化し、丁寧な支援が必要な場合など、個別性が高まった事例などに対し、既存の社会資源と狭間のニーズを持つ者との間を取りもつ支援

課題の複合化・複雑化の背景



自分に合った社会参加に向けた支援



生きる力の回復

地域づくりの意義

【本人や世帯の暮らしを中心とした包括的支援】

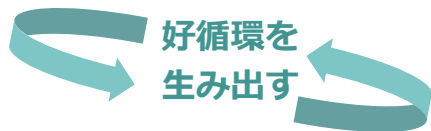
本人や世帯の暮らしを中心とした包括的な支援を機能させるために、**地域において、多様な経路でつながり、参加することのできる環境を整備**すること

<気にかける関係性>

- ・断らない相談支援と相まって、社会的孤立の発生・深刻化を防ぐこと

<参加の場・機会>

- ・地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすこと



【地域やコミュニティ機能の支援】

多様な参加の機会を生み出すことを通じて、地域やコミュニティそのものを支えることにもつながること

地域づくりの方向性

【地域住民の主体性】

行政が計画的に進められるものではなく、**地域住民の創意や主体性を源として地域に様々な活動が生まれるよう環境を整備**していくこと

【地域住民の創意にそった幅広い取組】

地域住民の「やりたい」という思いによりそい、**その思いが実現できるように幅広く支援**すること

<幅広い支援の例>

- ・既存事業を活用した直接的な支援
- ・関係する事業等の情報提供
- ・思いの実現を手助けできる人の紹介
- ・当事者同士が出会う場や支え合うグループ作り など

まずは

■地域の既存の活動や助けあいを把握し、応援する

- ・地域における多様な参加の場や居場所
- ・地域住民同士による見守り活動

■新たな活動を生み出すための地域づくりを応援する コーディネート

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

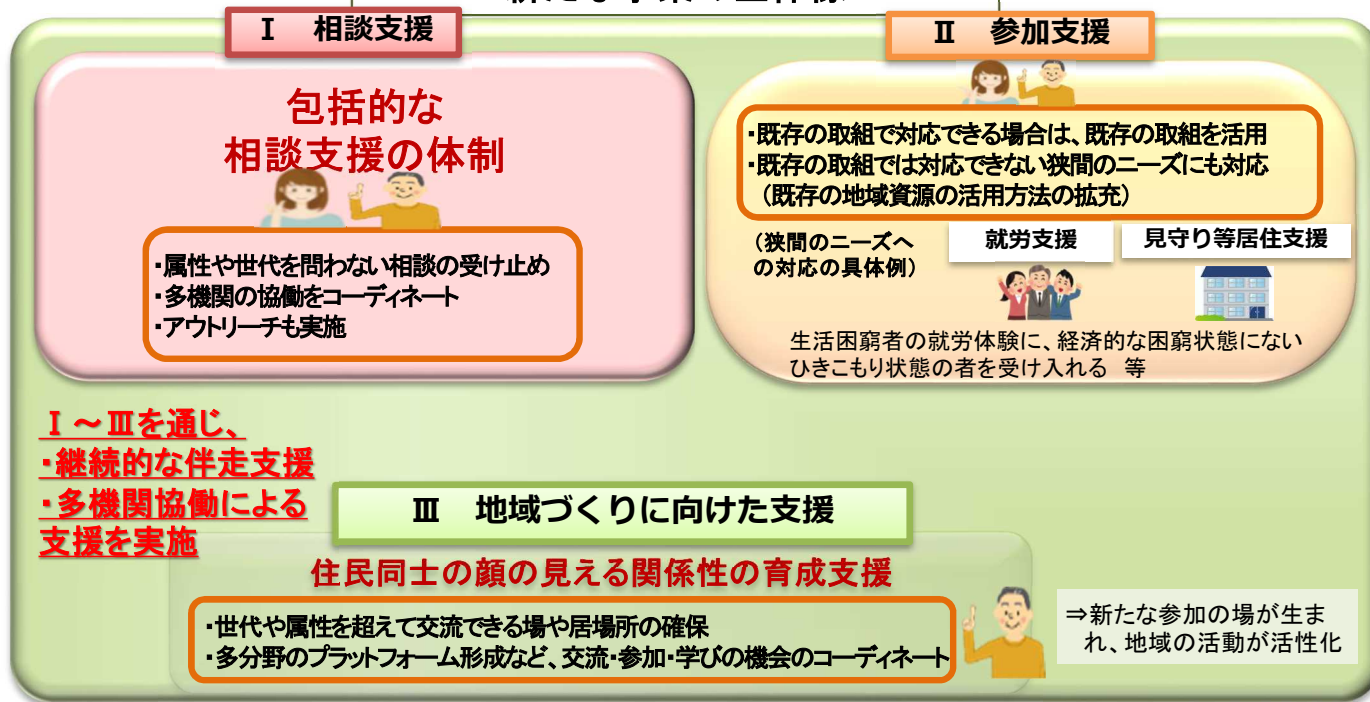
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付する。**

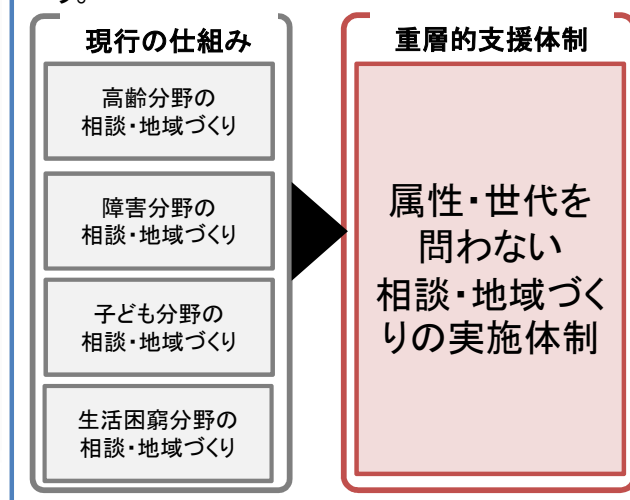
→ **令和3年4月1日施行**

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

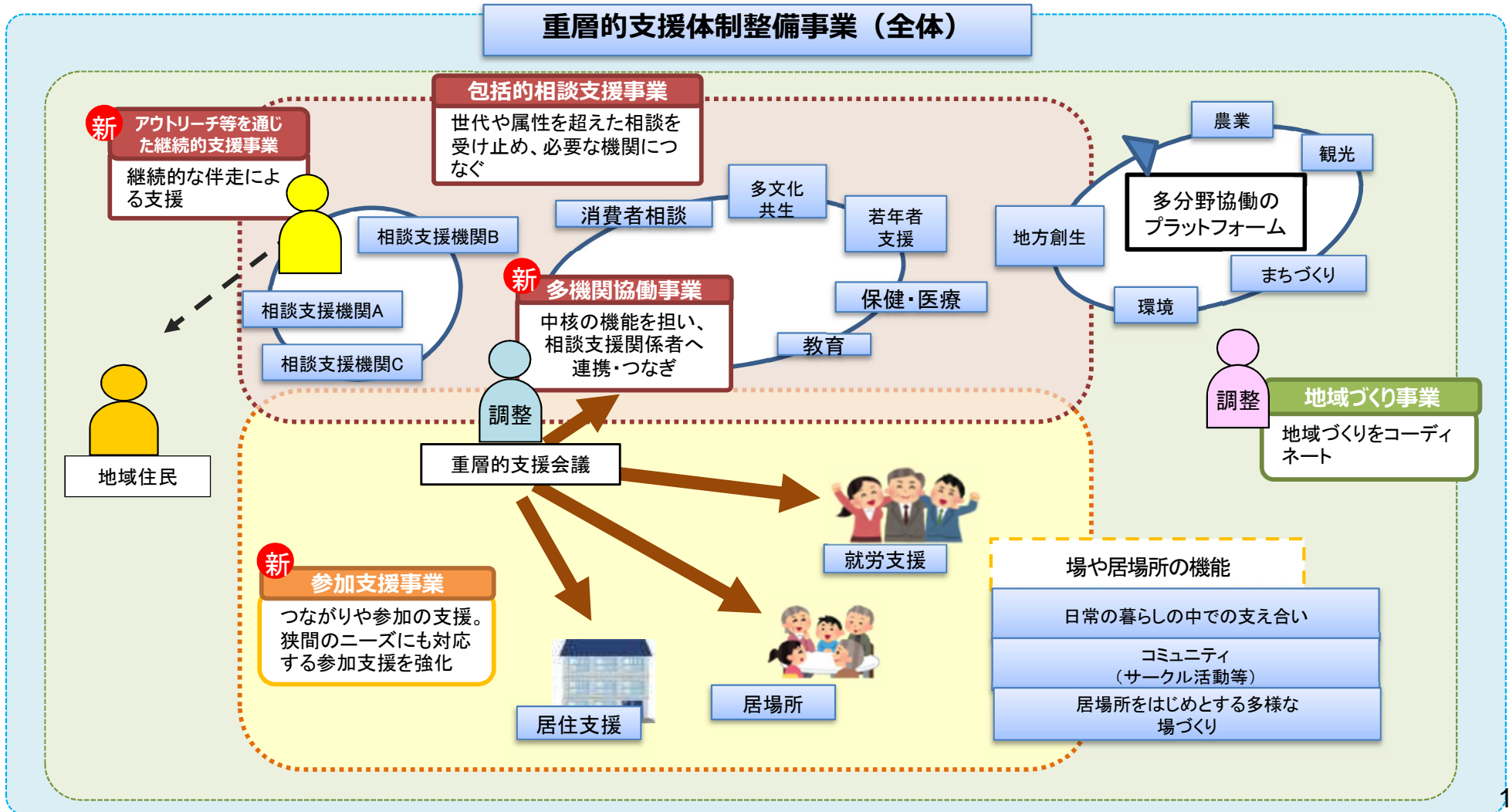
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（注）生活困窮者支援等のための地域づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



重層的支援体制整備事業の理念

1. 重層的支援体制整備事業の意義

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、属性を問わない包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図るもの。

2. 重層的支援体制整備事業のめざす目標

(1) 包摂的な地域社会を目指す

- ・事業の実施を通じて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会(「地域共生社会」)を目指す。
- ・事業の実施に当たっては、特定の属性や課題に対応する従来のアプローチを転換し、「すべての地域住民」の多様な課題に寄りそう社会づくりを進める。

(2) 地域の将来を見据えた連携と協働

- ・共同体(家族・地域・職場など)機能の脆弱化に対応すると同時に、地域の担い手不足等も踏まえて、地域社会の基盤の再構築を目指す。
- ・基盤の再構築に当たっては、国と自治体、地域コミュニティ、民間企業やNPOなど多様な主体や、まちづくり、住宅、農産業、教育等の多様な分野と信頼関係を構築するとともに緊密に連携し、互いの創意工夫のもと協働を進める。

3. 重層的支援体制整備事業の支援のかたち

(1) 尊厳を守る支援...一人ひとりの生が尊重され、社会との多様な関わりをもつことができるよう、本人の尊厳を守っていく。

(2) 自律に向けた支援...自らの生き方や社会とのつながり方を追求できるよう、本人の自律を支えていく。

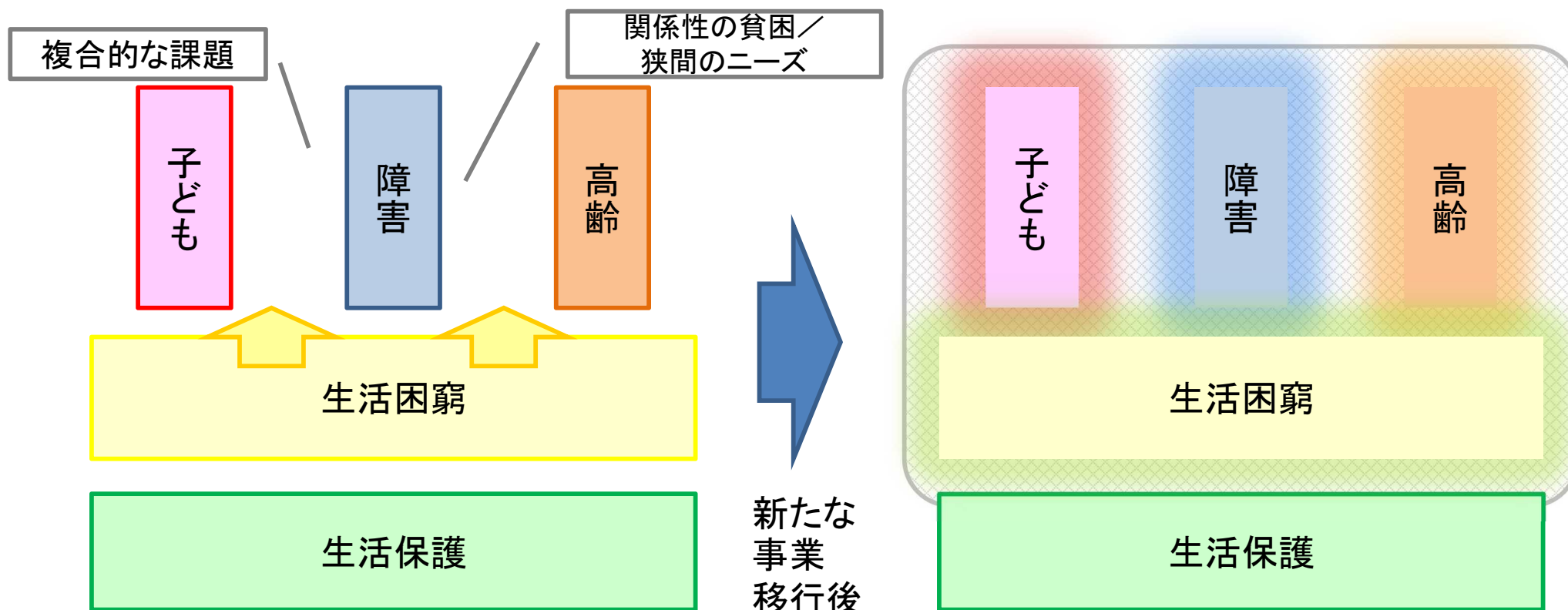
(3) 伴走による支援...本人に関わり合いながらエンパワーメントし、本人と周囲、地域との関係を広げていく。

(4) 包括的な支援...複雑化・複合化した支援ニーズに対応するとともに包摂的な地域社会を育むための地域づくりを進めることで、市町村全体で包括的な支援体制を構築していく。

(5) 地域づくりに向けた支援...地域住民の創意や主体性を源として、多様な活動と参加の機会を生み、地域の持続可能性を高めていく。

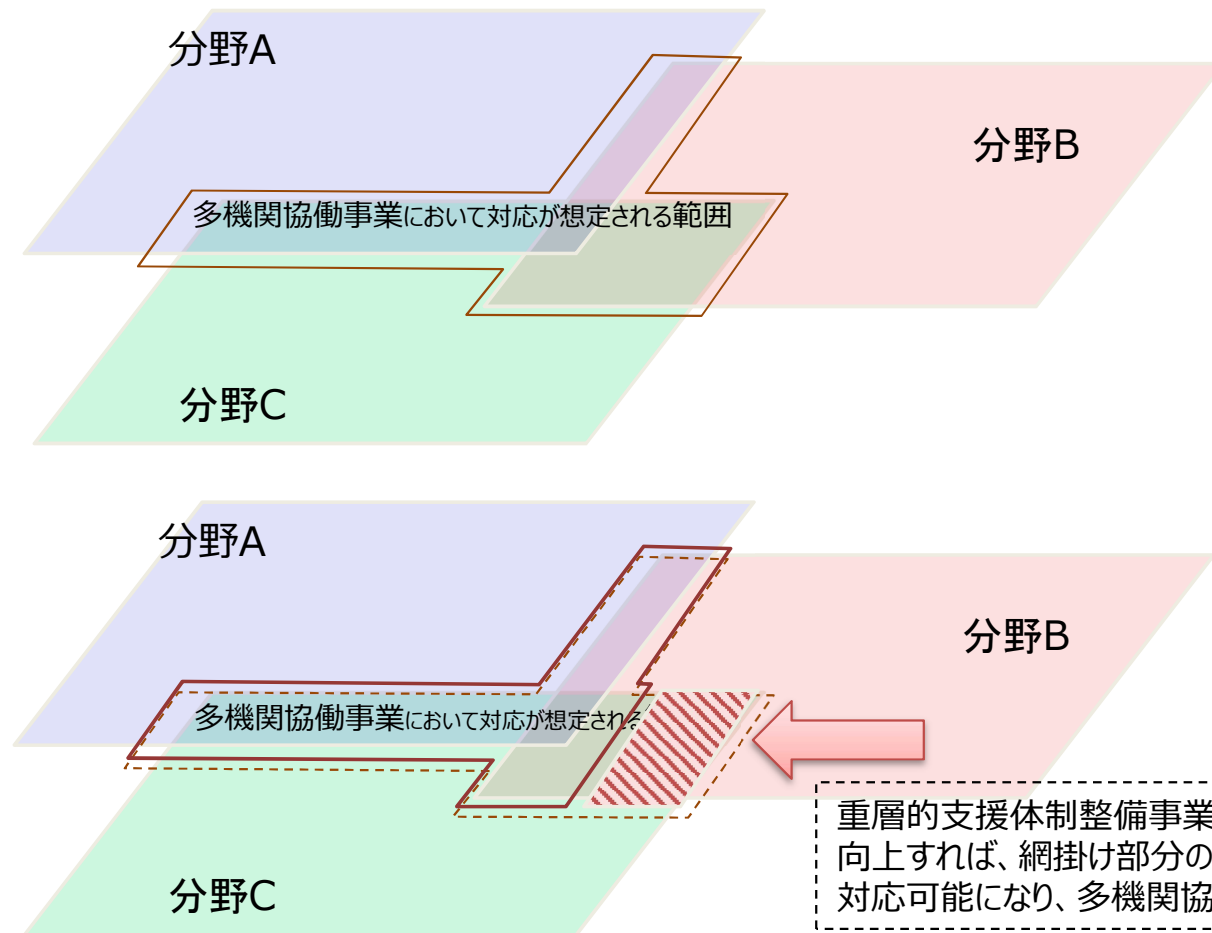
重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが本**事業**の狙い。



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

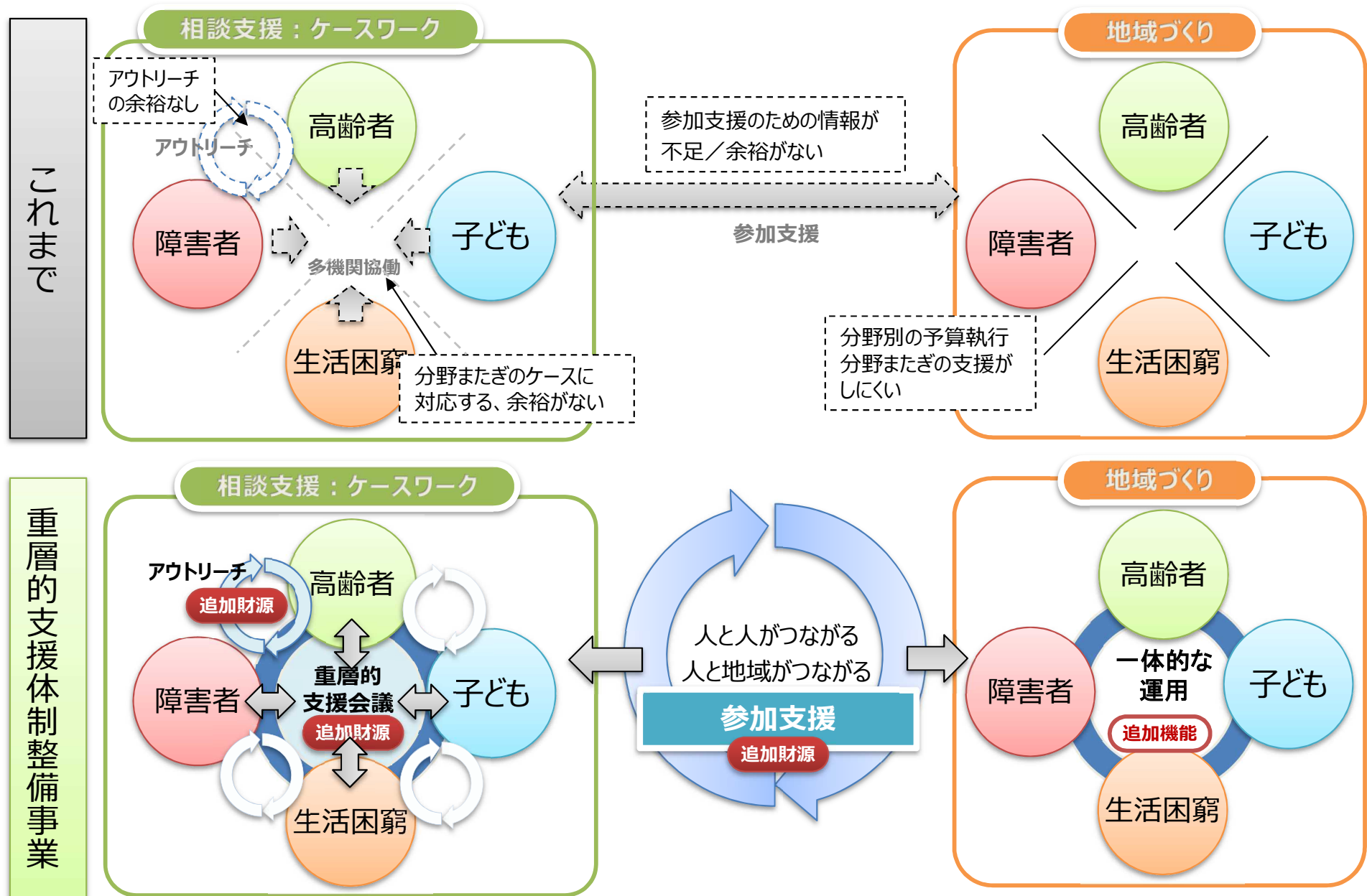
潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。
個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。

地域子育て支援拠点

地域子育て支援拠点にボランティアとして参加するようになった



小学生になった子が気になる...



小学生の居場所として、子ども食堂を実施

共助の基盤づくり事業



障害を持つ人への支援も手伝ってみよう...



拠点で、高齢者や障害分野の情報についても耳にし、イベントなどを手伝う機会があり、様々な人々と触れ合う中で、地域の状況が気になり始めた...



何か、私たちに出来ることはないかしら？

地域における既存の拠点と連携しながら、誰もが参加できる地域の居場所づくりを開始



※活動を行うための場所については、内容や地域の実情により様々であり、空き時間等に、既存の拠点を場所として活用することも考えられる。

地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - ▶ 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再分配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでとはつながっていなかった人や活動、仕組み等が出会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

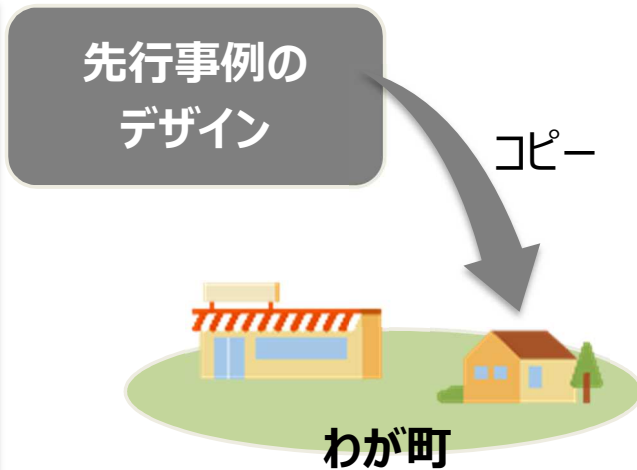
◆ 体制整備に向けたプロセスも重要

- ・ どのような体制を構築を目指していくか、また、そのためにどのように取り組みを進めていくかなど、整備する体制そのものに加え、その構築の過程も重要である。
- ・ 庁内の関係部局のみならず、支援関係機関をはじめとする庁外の関係者とも議論を積み重ねること等を通じて、目指すべき体制やそれに向けてどのように進めるか等について、意識の共有を図りながら体制の構築をすすめていくことが必要。

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的



「取り組みやすい」という視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、地域の実情を踏まえた現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかりと行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

事業を柔軟にデザインできるように、各事業間の重なりがある

参加支援事業

「本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う」

重なり

包括的相談支援事業

相談窓口（包括的相談支援事業）において、一般的に行われるアプローチ

参加支援事業

「支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくる」

重なり

地域づくり事業

「より広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける」

各事業は、制度や仕組み上の「支援しづらさ」の解消を目指しているため、**事業間でその役割を柔軟に調整して、事業全体をデザインできるように** 重なり部分が用意されている。

この重なり部分がある点こそが、本事業の最大の特徴。

デザインを始めるにあたって、部署間の協議が必要

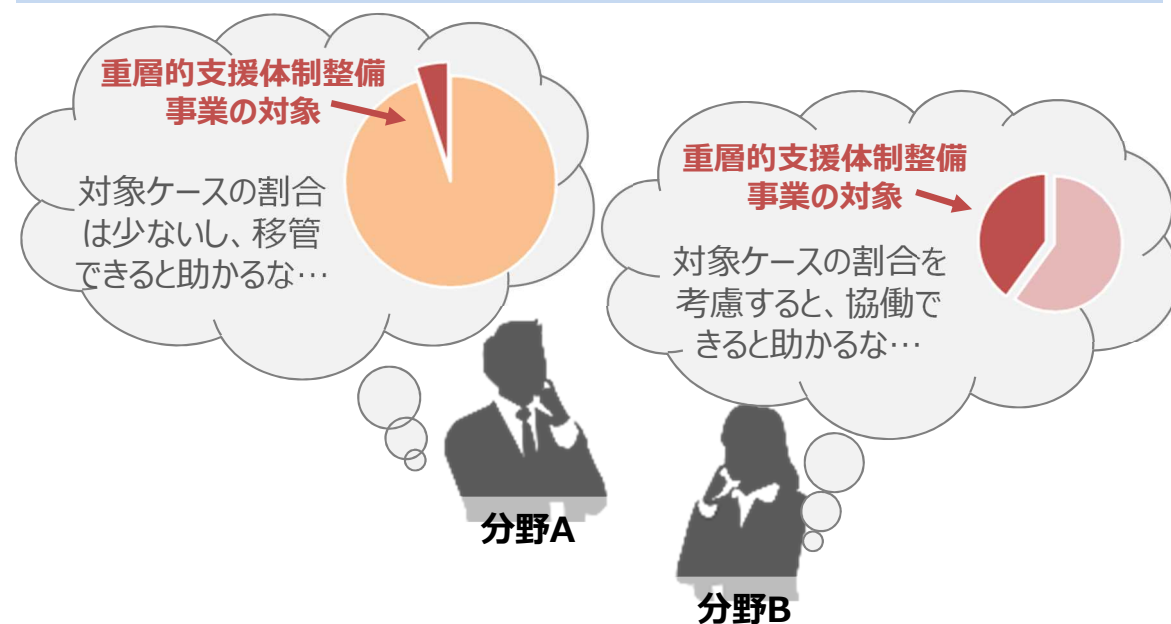
- 本事業のデザインにあたって、まず自治体内の関係部署間の定期的な協議の場が必要。
- 事業のデザインを検討する際には、各分野の関係者が感じている期待やニーズの大きさには違いがあることを前提にすべき。

自治体内の関係部署間における 定期的な協議の場を設定



地域の多様な機関、支援団体と、庁内のどこかの部署が協働している可能性が高く、まずは内部調整を行う。

各分野の関係者が抱く期待・ニーズには 違いがあることを前提とする

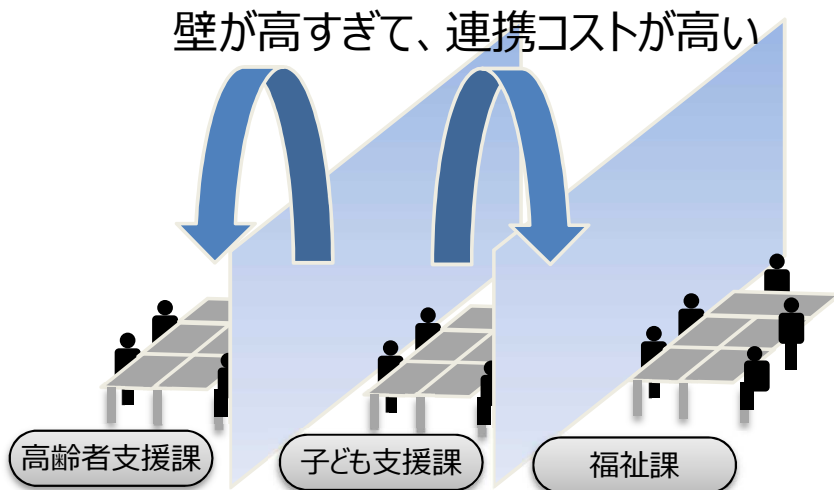


こうした動機の違いを理解しておくことは、分野間の役割分担を考える上でも大切

縦割りの弊害を取り除くが、縦割りをなくすわけではない

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。



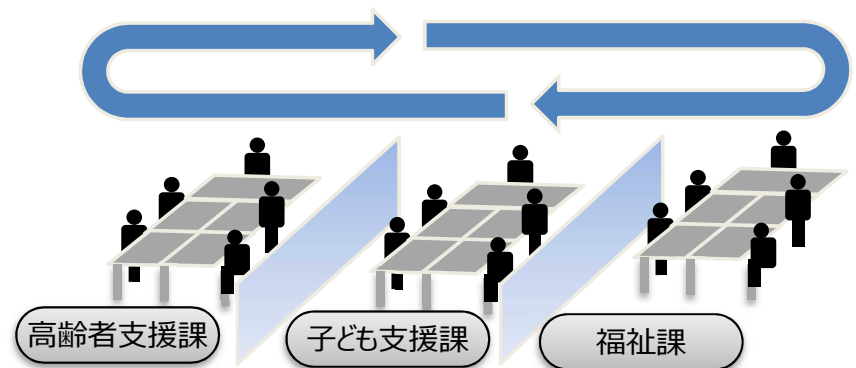
✕ 制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、**ひとまとめにするわけではない。**



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の**壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。**スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



直近の子育て支援にかかる政府の方針（少子化社会対策大綱）

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、利用者支援事業・地域子育て支援拠点事業は、以下のように重点課題に記述されている。

2 多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える

I-2(1) 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）

（保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充）

○保護者の就業形態や就業の有無等にかかわらず多様な保育・子育て支援の拡充

- ・ 利用者支援事業については、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行う利用者支援事業を促進し、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりや機能強化の推進を図る。特に、待機児童の解消を図るため、保育コンシェルジュを活用し、保育所等の利用について、入所申し込み時期以前から説明を行い、保護者の状況や意向を把握し、利用可能な保育所等の情報提供、ニーズに応じた適切な保育の提供、入所に至らなかった場合においても継続した支援を行う「寄り添う支援」を実施する。
- ・ 地域子育て支援拠点事業については、子育て家庭等の育児不安に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場を提供するなどの地域の子育て支援拠点の設置を促進するとともに、支援の質の向上や地域の実情に応じた多様な支援の推進を図る。

I-2(4) 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

（地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化）

○地域共生社会の実現に向けた取組の推進

- ・ 子育て世帯の孤立など地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築等を通じて、意欲のある地域住民が子育てに関わるなど、すべての人々が役割を持ち、支え合いながら、活躍できる地域共生社会の実現を目指す。

重層的支援体制整備事業交付金の概要

重層的支援体制整備事業交付金の創設

- これまで、属性を超えた相談窓口の設置等を行う際、各制度における国庫補助金等の目的外使用との指摘を避けるために事業実績に応じた経費按分が必要になるなど事務負担が課題となっていた。
- 重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、さまざまな課題を有する者の支援について、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できる体制を整備するため、従来、各分野毎に行われていた相談・地域づくりに関連する事業にかかる補助を一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」を創設する。

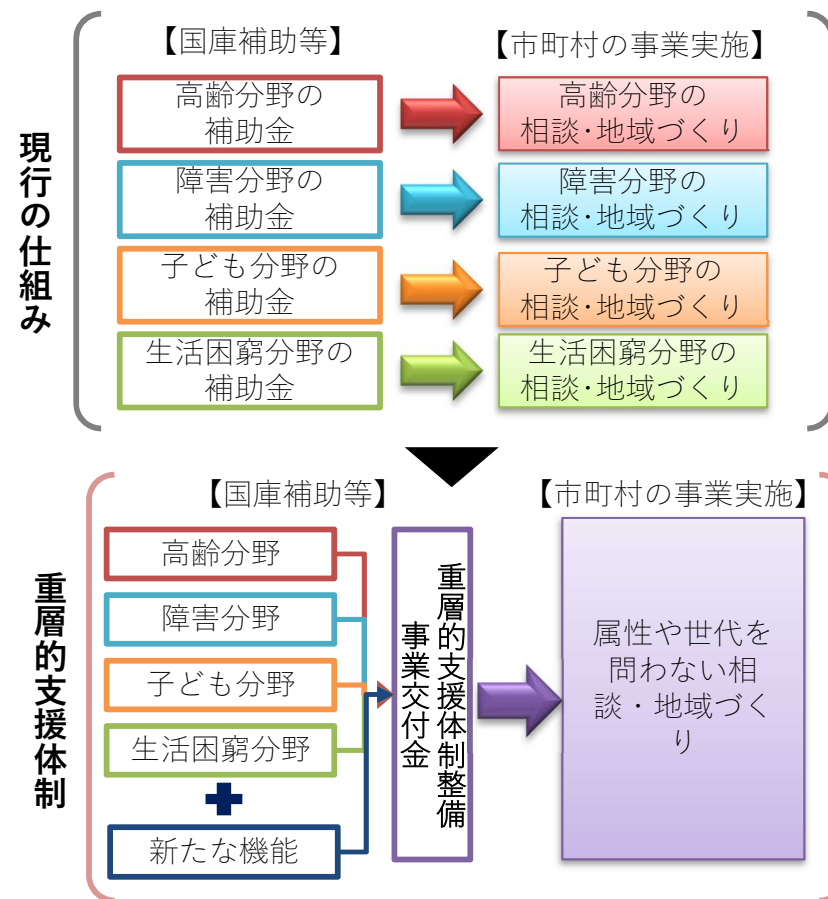
重層的支援体制整備事業交付金の算定

- ① 介護、障害、子ども、生活困窮の分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業(※)の補助金に
- ② 参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能に係る一括して交付する。

※ 相談支援:【介護】地域包括支援センター、【障害】障害者相談支援事業、【子ども】利用者支援事業、【困窮】自立相談支援事業

地域づくり:【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業

【重層的支援体制整備事業交付金イメージ図】



※ 既存事業分について、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様とする。

国から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の8）

○重層的支援体制整備事業にかかる国から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。

①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号から第4号までに列挙

②裁量的経費となるものを第5号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	国の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	地域づくりに向けた支援	20/100
	第2号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）の費用のうち、調整交付金相当分	地域づくりに向けた支援	平均 5/100
	第3号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	38.5/100
	第4号	【困窮】自立相談支援事業	相談支援	3/4
裁量的経費	第5号	【障害】 障害者相談支援事業 【障害】 地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	50/100以内
		【子ども】 利用者支援事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	2/3以内 1/3以内
		【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域づくりに向けた支援	1/2以内
		新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能 新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能		<令和4年度> 3/4 [令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定]

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施 1780

都道府県から市町村への交付金の交付について（社会福祉法第106条の9）

- 重層的支援体制整備事業にかかる都道府県から市町村への交付金の交付については以下の通り規定。
- ①一体交付の対象となる事業のうち、既存制度において義務的経費となっており引き続きその性質を維持するものを、第1号及び第2号に列挙
 - ②裁量的経費となるものを第3号にまとめて規定（具体的には政令等に規定）

		対象事業等	機能	都道府県の負担割合
義務的経費	第1号	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防支援活動事業）	地域づくりに向けた支援	12.5/100
	第2号	【介護】地域包括支援センターの運営 【介護】生活支援体制整備事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	19.25/100
裁量的経費	第3号	【障害】障害者相談支援事業 【障害】地域活動支援センター事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	25/100以内
		【子ども】利用者支援事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業	相談支援 地域づくりに向けた支援	1/6以内 1/3以内
		<p>新 参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供</p> <p>新 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能</p> <p>新 多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能</p>		<p><令和4年度> -</p> <p>〔令和5年度から国1/2 都道府県1/4の予定〕</p>

(注) 多機関協働、支援プランの作成を一体的に実施

(注) 困窮分野については都道府県の法定負担なし

重層的支援体制整備事業において実施する事業

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、**下表にある事業をすべて実施**
(※地域活動支援センターの取り扱いとはQA参照)
- 下記事業については、**既存補助金等での交付は受けないこととなる**

	実施する事業	左記事業に関する留意点
相談支援	地域包括支援センターの運営 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のイ	
	障害者相談支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のロ	交付税を財源として措置されている障害者相談支援事業の実施が要件。地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「相談支援事業」（基幹相談支援センター等機能強化事業等）は必ずしも実施する必要はない。
	利用者支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のハ	
	生活困窮者自立相談支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第1号のニ	福祉事務所未設置町村の場合は、「福祉事務所未設置町村による相談事業」を実施。（なお、福祉事務所未設置町村による相談事業を直営で実施する場合は国庫を不要とする場合も想定される。）
地域づくり支援	地域介護予防活動支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のイ	
	生活支援体制整備事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のロ	
	地域活動支援センターの基本事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のハ	交付税を財源として措置されている地域活動支援センターの基本事業（基礎的事業）の実施が要件。地域生活支援事業費等補助金実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」は必ずしも実施する必要はない。
	地域子育て支援拠点事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第3号のニ	
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金実施要綱に規定する「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を実施。
新たな機能	参加支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第2号	
	アウトリーチ等を通じて継続的支援事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第4号	
	多機関協働事業 * 改正社会福祉法第106条の4第2項第5号	支援プラン作成（改正社会福祉法第106条の4第2項第6号）は多機関協働事業と一体的に実施。

令和4年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（134自治体）

北海道	旭川市	千葉県	木更津市	三重県	伊勢市	島根県	松江市		
	七飯町		松戸市		桑名市		大田市		
	妹背牛町		柏市		名張市		美郷町		
	鷹栖町		市原市		亀山市		岡山市		
	津別町		墨田区		鳥羽市		美作市		
	音更町		世田谷区		いなべ市		呉市		
	広尾町		中野区		志摩市		東広島市		
青森県	鯡ヶ沢町	東京都	八王子市	滋賀県	伊賀市	広島県	廿日市市		
岩手県	盛岡市		立川市		御浜町		山口県	宇部市	
	遠野市		狛江市		長浜市			長門市	
	矢巾町		西東京市		守山市			香川県	高松市
	岩泉町		鎌倉市		甲賀市				さぬき市
秋田県	能代市		神奈川県		茅ヶ崎市		愛媛県	宇和島市	
	大館市				逗子市			高知県	高知市
	湯沢市	富山市		中土佐町					
山形県	由利本荘市	富山県	富山市	福岡県	大牟田市				
	山形市		氷見市		久留米市				
福島県	福島市	石川県	金沢市	大阪府	八女市				
	須賀川市		小松市		枚方市	糸島市			
茨城県	古河市	福井県	越前市	高石市	岡垣町				
	東海村		坂井市			東大阪市	佐賀県	佐賀市	
栃木県	栃木市	山梨県	甲州市	大阪狭山市	熊本県	大津町			
	市貝町		飯田市	阪南市		大分県	中津市		
	野木町	長野県	伊那市	太子町	津久見市				
太田市	岐阜県		岐阜市	姫路市	竹田市				
群馬県	みどり市	静岡県	関市	兵庫県	尼崎市	杵築市			
	上野村		函南町		芦屋市	宮崎県	都城市		
	玉村町	岡崎市	加東市		三郷町		日向市		
埼玉県	川越市	愛知県	春日井市	奈良県	和歌山県		※134自治体 うちR3重層事業 42自治体 うちR3移行準備事業 78自治体 うちモデル事業実施 99自治体		
	狭山市		豊田市			和歌山市			
	草加市		稲沢市	鳥取県	鳥取市				
	越谷市		東海市		米子市				
	桶川市		大府市		智頭町				
	ふじみ野市		知多市	豊明市	北栄町				
	鳩山町		長久手市	長久手市					
			東浦町	東浦町					

令和4年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施予定自治体（R4.6時点）

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名					
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	石川県	輪島市	愛知県	名古屋市	鳥取県	倉吉市	熊本県	熊本市					
	黒松内町		川口市		白山市		豊橋市		八頭町		山鹿市					
	京極町		行田市		能美市		一宮市		湯梨浜町		菊池市					
	東川町		鴻巣市	野々市市	半田市		琴浦町	天草市								
	斜里町		北本市	福井市	豊川市		出雲市	合志市								
	厚真町		吉川市	敦賀市	蒲都市		吉賀町	菊陽町								
青森県	平内町	千葉県	白岡市	福井県	あわら市	岡山県	犬山市	岡山県	倉敷市	大分県	西原村					
	今別町		川島町		美浜町		小牧市		笠岡市		御船町					
	蓬田村		船橋市		山梨県		阿久比町		総社市		益城町					
	外ヶ浜町		野田市	南アルプス市	武豊町		西粟倉村	大分市								
	西目屋村		浦安市	長野県	長野市		広島市	由布市								
	藤崎町		中央区	駒ヶ根市	岡谷市		竹原市	九重町								
宮城県	大鱧町	東京都	品川区	滋賀県	小海町	広島県	紀宝町	山口県	尾道市	宮崎県	延岡市					
	田舎館村		目黒区		下諏訪町		彦根市		福山市		小林市					
	板柳町		大田区		富士見町		近江八幡市		大竹市		高鍋町					
	仙台市		杉並区		原村		栗東市		府中町		都農町					
	富谷市		豊島区		飯島町		湖南市		下関市		門川町					
	涌谷町		江戸川区		中川村		東近江市		山口市		美郷町					
秋田県	鹿角市	岐阜県	三鷹市	京都府	飯綱町	徳島県	福知山市	香川県	美祢市	鹿児島県	鹿児島市					
	大仙市		調布市		大垣市		丸亀市		志布志市							
	井川町		町田市		恵那市		長岡京市		綾川町		中種子町					
	大潟村		小金井市		美濃加茂市		精華町		琴平町		大和村					
山形県	鶴岡市		小平市		神戸町		大阪府		堺市		愛媛県	大阪市	高知県	愛南町	和泊村	
	天童市		国分寺市		坂祝町				八尾市			四万十市		宇検村		
福島県	遊佐町	神奈川県	国立市	兵庫県	堺市	福岡県		堺市	佐賀県	本山町		長崎県		知名町		
	いわき市		多摩市		飯綱町			河内長野市		いの町				沖縄県		沖繩市
	川俣町		藤沢市		浜松市			熊取町		黒潮町						
楢葉町	小田原市		熱海市		千早赤阪村			福岡市								
茨城県	土浦市		秦野市		藤枝市		兵庫県	明石市		福岡県	大川市		長崎県		上峰町	
	那珂市		厚木市		御殿場市			伊丹市			長崎市					
	栃木県	小山市	新潟市	伊豆市	西脇市	五島市										
		那須塩原市	三条市	小山町	川西市	西海市										
		さくら市	柏崎市	吉田町	小野市	佐々町										
		那須烏山市	見附市	奈良県	たつの市	佐賀県		大峰町								
壬生町		村上市	奈良市		長崎市											
高根沢町		関川村	桜井市		長崎市											
那珂川町	高岡市	宇陀市	五島市													
群馬県	沼田市	富山県	静岡県		田原本町		長崎県	西海市								
	館林市				高取町			佐々町								
	みなかみ町			明日香村	長崎県	佐々町										
	明和町			王寺町		長崎県		佐々町								
千代田町	吉野町			長崎県				佐々町								
	大淀町							長崎県	佐々町							
	橋本市	長崎県	佐々町													
			長崎県				佐々町									

令和4年6月現在 225自治体
 令和3年度移行準備 148自治体
 令和2年度以前モデル実施 115自治体

地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
➤ <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する**各種通知**や**全国各地の取組事例**等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく

厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

文字サイズ 小 中 大

地域共生社会とは 取組事例 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯 重層的支援体制整備事業について 他分野との連携 関係規定 研修資料等

一人ひとりの暮らしと生きがい、
地域をともに創っていく社会へ

新着情報 2021年4月1日 地域共生社会のポータルサイトを公開しました NEW
➤ 一覧はこちら